

【資格確認書について】

Q1.資格確認書とはなんですか。

A1.保険証の新規発行が令和 6 年 12 月 2 日に廃止となりましたので、マイナ保険証による受診ができない方(マイナ保険証をお持ちでない方)が、医療機関へ提示することで保険診療を受けられるようにするためのものです。

Q2.マイナ保険証を持っていないので、入社時に資格確認書の交付を希望し、勤務先から資格確認書を渡されましたが、記載されている有効期限まで資格確認書は利用できますか。

A2.資格確認書に記載されている有効期限よりも前に退職で当健保組合の資格を喪失された場合は、退職日まで利用可能です。また、退職の際には勤務先に資格確認書を返却してください。

Q3.マイナ保険証を持っていますが、念のため資格確認書も持っておきたい場合は申請すれば発行されますか。

A3.マイナ保険証をお持ちの方や、有効な保険証をお持ちの方については資格確認書を発行することはできません。

Q4.保険証を持っていますが、資格確認書も発行してもらえますか。

A4.退職等をしていない方は、お持ちの保険証を令和 7 年 12 月 1 日まで利用することができますので、有効な保険証をお持ちの方は資格確認書を発行することはできません。

Q5.資格確認書(再)交付申請書は、個人から直接健保組合あてに提出してもいいですか。

A5.事業所を経由して届出をご提出ください。資格確認書は原則事業所あてにお送りいたします。(任意継続被保険者を除く。)

Q6.資格確認書を交付された後に、マイナ保険証の利用登録をしました。この場合、資格確認書の返却は必要ですか。

A6.当健保組合から資格確認書の返却は求めませんが、返却を希望する場合は必ず返却理由を送付状等にご記入いただき、お送りください。

Q7.資格確認書が発行されるまでの日数は、従来の保険証と同じですか。

A7.はい。従来の保険証と同程度で、届出を受理後の約 1 週間程度となります。

Q8.資格確認書の再交付の手数料はかかりますか。

A8.資格確認書の手数料の徴収はありません。

【資格情報のお知らせについて】

Q1.マイナ保険証を持っていないので、入社時に資格確認書の交付を希望したところ、勤務先から資格確認書とあわせて「資格情報のお知らせ」も渡されました。この「資格情報のお知らせ」だけでも医療機関に受診できますか。

A1.「資格情報のお知らせ」では保険診療は受けられません。医療機関に受診する際は、交付された資格確認書を提示してください。

Q2.勤務先から「資格情報のお知らせ」を渡されましたが、これはどのように使うのですか。

A2.「資格情報のお知らせ」を利用する場面は次の①②のとおりです。

①医療機関にあるカードリーダーが不具合等でマイナ保険証を利用できないときに、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をセットで提示すると保険診療で受診できます。

②当健保組合への保険給付の申請や、健康診断の申込みなど、各種申請をする際に必要となる健康保険の情報(記号・番号等)が確認できます。

Q3.社員が退職するので資格喪失届を提出する予定ですが、保険証や資格確認書と同様に「資格情報のお知らせ」も回収しますか。

A3.資格喪失後の資格情報のお知らせについては、ご自身で破棄していただいて問題ありませんので、回収は不要です。

Q4.「資格情報のお知らせ」を破損してしまいました。資格情報のお知らせ再交付申請書を提出しますが、手数料はかかりますか。

A4.「資格情報のお知らせ」の手数料の徴収はありません。

なお、破損した「資格情報のお知らせ」の添付は必要ありません。

Q5.「資格情報のお知らせ」を失くしたので再交付してもらえますか。

A5.「資格情報のお知らせ」の交付を希望される場合は、資格情報のお知らせ再交付申請書をご提出ください。

なお、「資格情報のお知らせ」を紛失した場合でも、マイナポータルから資格情報を確認できます。

Q6.資格取得届には資格確認書の発行欄がありますが、「資格情報のお知らせ」の発行欄がないのはなぜですか。

A6.「資格情報のお知らせ」は、当健保組合への加入時(処理日が令和6年12月2日～)に必ず発行いたしますので、発行欄を設けていません。

【保険証について】

Q1.保険証を持っていますが、その保険証はいつまで利用できますか。

A1.お持ちの保険証は、猶予期間である令和 7 年 12 月 1 日まで利用できます(猶予期間前に資格を喪失された場合を除く)が、早めにマイナ保険証への切り替えをお勧めします。

Q2.結婚して氏名が変わったので、保険証を新しい氏名で再交付してもらえますか。

A2.令和 6 年 12 月 2日以降は保険証の交付ができませんので、旧氏名の保険証を添付して氏名変更(訂正)届をご提出ください。マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付いたします。

Q3.保険証が劣化してしまい、氏名が読めなくなりました。どうすればよいですか。

A3.資格確認書(再)交付申請書をご提出ください。その際は、劣化した保険証を添付してください。

Q4.保険証を失くしてしまいました。資格確認書交付申請書を提出しますが、手数料はかかりますか。

A4.資格確認書の手数料の徴収はありません。

Q5.保険証が届かないため医療機関に受診できずに困っています。どうすればよいですか。

A5.令和 6 年 12 月 2 日以降に受理した申請書については、保険証の新規発行ができません。マイナ保険証もしくは資格確認書でご受診いただくことになります。

マイナ保険証をお持ちでない方は、当組合に申請いただき、資格確認書を発行します。

Q6.医療機関で保険証を提示したところ、保険証が使えないと言われました。なぜですか。

A6.当健保組合を脱退済み(退職、契約期間終了等)ではない場合は、お持ちの保険証は令和 7 年 12 月 1 日まで使えますので、医療機関に再度ご確認ください。

【各種申請について】

Q1.健保組合に提出する申請書欄の記号・番号は何を見て書けばよいですか。

A1.「資格情報のお知らせ」に記載されています。

Q2.氏名が変わったので氏名変更届を提出しますが、何を添付すればよいですか。

また、何が発行されますか。

A2.お持ちの保険証または資格確認書を添付してください。

マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書を発行いたします。

マイナ保険証をお持ちの方は、発行するものはございませんので、ご自身でマイナポータルから氏名が変更されたことをご確認ください。

事業所様には届出の控え(副)をお送りいたします。

Q3.氏名が変わったので会社を経由して氏名変更届を提出しました。「資格情報のお知らせ」は新しい氏名で発行してもらえますか。

A3.はい。「資格情報のお知らせ」を再交付いたします。(フリガナのみ変更の場合を除く)

新しい「資格情報のお知らせ」が届きましたら、旧氏名の「資格情報のお知らせ」はご自身で破棄してください。

Q4.社員が退職するので資格喪失届を提出しますが、その社員が資格確認書を紛失してしまい、添付ができません。どうすればよいですか。

A4.紛失して資格確認書が添付できない場合は、「被保険者証・資格確認書滅失届」を添付してください。

また、退職された方の資格確認書の回収の督促を、再三行っても回収ができない場合は、「被保険者証・資格確認書回収不能届」を添付してください。